

令和3年度 第2回大野市国民健康保険運営協議会 会議録概要

と き：令和3年8月26日（木）午後7時00分～8時10分
と ころ：結とびあ 301号室

1. 開会

2. 委員あいさつ

3. 会議録署名委員の選任

4. 議題

(1) 「大野市国民健康保険税率の改正について」(P1～P6)

【事務局説明後、質疑応答】

- 委員 県内でも令和3年度まで見直しをしていないところや何回も改定しているところと、初めて改正をするところがあるが、これは運営状況等の理由があるのか。
- 事務局 令和3年度まで保険税率の見直しをしていないところは、早くから税額が高めで設定をされているため、今年度まで保険税率の改定をしてこなかったという状況であると思われる。また、医療費が低いため税額が低いところや、医療費は高いが大野市の税額よりも高い税額を徴収しているところがあるなど、財政の圧迫具合がそれぞれ違うため、改定時期に違いがあると思われる。
- 委員 大野市は今まで安かったということか。
- 事務局 大野市は今まで低い税額のままであったこともあり、財政を圧迫している。今後の国保の運営が難しくなるため、税率の引き上げをお願いしたい。
- 委員 団塊の世代が3年後に抜けていくが、今回の引上げの中に、どのように反映されているのか。
- 事務局 財源不足額8000万円という額は令和3年度をベースにしている。令和4年度以降に、団塊の世代が後期高齢者医療保険へ順に移行されていくが、今回の改正で必要税額まで上げるわけではない。令和4年度の保険税額は今回改定するが、その後はその時の必要税額を随時算出して、保険税の改定をしていく。もし後期高齢者医療保険へ移行して、1人当たりの医療費が低額になった場合、次の引き上げの際にはここまで上げなくてもいいのかもしれないが、今後どのように推移してくのかは今は不明である。次回の改正のときに、状況を見ながら保険税率を決めていきたい。
- 委員 福井県の保険料水準統一は今の所未定ということだが、例えば令和10年度までに統一となると、保険税率が上がることもまた逆に下がることも見込まれるということか。
- 事務局 例えば令和10年度までに保険料水準統一できるかという点、色々な課題があるので難しい部分もあるが、もし統一になった場合県内全域同じ保険料になるが、既に他の市町の保険料が高いため、大野市も統一までにある程度上げておく必要がある。
- 委員 赤字の場合は一般会計の繰り入れはしないようにということだが、保険料水準が統一され

- ると赤字が出た場合どうなるのか。
- 事務局 赤字が出た場合は、一般会計の繰り入れをせざるを得ず、公費が減らされる等のペナルティがあると思われる。
- 委員 A案にすると早めに、8000万円へ近くまで引き上げられるのではないかと。
- 事務局 A案だと毎年引き上げることになる。毎年税額が上がるというのは避けて、何年間かおきに少しずつ上がっていくというような形にしたい。
- 委員 そうすると3年間上がらないので、C案が良いのではないかと。
- 事務局 同じ医療保険の後期高齢者医療保険が2年おきに税率を見直しているため、改正時期を合わせると2年おきに改正するB案になり、この場合削減額は令和6年度までに4000万円程となる。
- 委員 納付金が決まるのは令和3年度で言えば、11月頃に決まるのか。
- 事務局 仮算定が11月頃で、2月に最終的な決定である本算定の数値が示される。

—B案 全員一致で承認—

- 委員 国民健康保険の会計というのは、国が補助金を出さない限りは解決しない。一般会計から補填するのをやめるというのは自治体の独立制を財政的に規制していくことのため、結局一番構造的にも弱い国民健康保険の加入者に負担がかかる。こういった意見を会議などで是非挙げてほしい。
- 事務局 国民健康保険税というのは、脆弱な基盤の上に成り立っているという認識であるため、国の公費の十分な負担はお願いしたいと考えており、国に対する県要望というのがあり、毎年要望をしている。その他タイミングがあれば同じように要望していきたい。

(2) その他

特になし

—審議終了—

—副委員 閉会のあいさつ—